

第44回岩手県環境審議会 会議録

(開催日時) 令和2年9月11日(金) 15:00～16:30

(開催場所) 盛岡市勤労福祉会館 5階大ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向について(答申素案)

(2) 次期「岩手県温暖化対策実行計画」の基本的方向について(答申素案)

(3) 環境緑地保全地域の指定解除について(諮問)

4 報告

令和元年度「岩手県環境基本計画」の進捗状況について

5 その他

6 閉 会

(出席委員)

青井俊樹委員、東淳樹委員、阿部江利子委員、生田弘子委員、石川奈緒委員、伊藤歩委員、今宮英男委員、内澤稲子委員、小野寺真澄委員、菅野範正委員、後藤均委員、齋藤貢委員、笹尾俊明委員、佐藤康委員、渋谷晃太郎委員、主濱了委員、鈴木まほろ委員、鷹觜紅子委員、丹野高三委員、千葉照子委員、辻盛生委員、中村正委員、晴山涉委員、安原昌佑委員、山崎朗子委員、奥村浩信特別委員(田中祐正氏 代理出席)、角湯克典特別委員(佐野智樹氏 代理出席)、内川靖特別委員(齋藤博之氏 代理出席)

(欠席委員)

小田祐士委員、小野澤章子委員、篠原亜希委員、滝川佐波子委員

1. 開 会

○小島副部長兼環境生活企画室長 ただいまから第44回岩手県環境審議会を開催します。

私は、事務局を担当しております環境生活部副部長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員32人のうち28人の御出席をいただいておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、当審議会にあっては会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

2. あいさつ

○小島副部長兼環境生活企画室長 それでは、開会に当たり、藤澤企画理事兼環境生活部長から御挨拶申し上げます。

○藤澤企画理事兼環境生活部長 第44回岩手県環境審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お暑い中、またお忙しい中、御出席を賜り、深く感謝申し上げます。また、日頃より本県の環境行政の推進に御尽力をいただいていることに対し、厚く御礼申し上げます。

本日は、本年4月の委員改選後、委員の皆様にお集まりいただき開催する初めての会議となります。本来であれば、4月に会議を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催とさせていただいたところです。委員の皆様には、書面による審議に御協力いただき、感謝申し上げます。

県では、今年度、本県の環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を定める次期「岩手県環境基本計画」をはじめ、次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」、次期「岩手県循環型社会形成推進計画」と、今後の本県の環境施策の方向性を定める各種計画の策定を予定しております。

それぞれの計画につきましては、本審議会でご審議いただいた後、計画の基本方向につい

て答申をいただきたいと考えておりますので、委員の皆様には、御専門の立場から、あるいは地域の視点、県民の視点など、様々な見地から御意見を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

本日の会議では、次期「岩手県環境基本計画」及び次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」の基本的方向につきまして、これまでの各部会での審議を踏まえ、答申素案をお諮りするほか、「環境緑地保全地域の指定解除」につきまして、諮問をさせていただくこととしております。また、現行の「岩手県環境基本計画」の令和元年度の進捗状況について、御報告することとしております。

限られた時間ではございますが、委員の皆様には、忌憚のない御意見を頂戴いたしたくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○小島副部長兼環境生活企画室長 本日は4月の委員改選後、初めて皆様にお集まりいただいて開催する審議会でございます。本来であれば、委員の皆様の御紹介をさせていただくところではありますが、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、議事の簡素化を図るため、大変恐縮ではあります。お配りした名簿、座席表による御紹介とさせていただきます。

3. 議 事

- (1) 次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向について（答申素案）
- (2) 次期「岩手県温暖化対策実行計画」の基本的方向について（答申素案）
- (3) 環境緑地保全地域の指定解除について（諮問）

○小島副部長兼環境生活企画室長 それでは、次第の『3 議事』に入ります。

以降の進行については、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めることとされておりますので、進行は渋谷会長をお願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 皆さんこんにちは。先の書面開催による審議会において、会長に選任していただきました渋谷と申します。よろしくお願いいたします。

先程、岩手県の藤澤企画理事様からお話がありまして、岩手県におきましては、次期「環境基本計画」など、環境に関する一連の重要な計画の見直しが行われております。環境審議会の役割は大変大きいものと、その職責の重要さを感じているところでございます。

本日は重要な計画の報告があり、長丁場になると思います。慎重かつ迅速な審議を心がけてまいりますので、皆様方の御協力をお願い申し上げます。

それでは、さっそく「3 議事」に入ります。まずは、(1)次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向の答申素案について、環境基本計画策定特別部会 笹尾部会長様から概要の御説明をお願いいたします。

○笹尾俊明環境基本計画策定特別部会長 環境基本計画策定特別部会長を務めております笹尾です。よろしくお願いいたします。

はじめに、資料1-1を御覧ください。まず、環境基本計画の審議状況について御説明します。

令和元年6月の審議会において、「次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向について」が諮問され、諮問事項を審議するため「環境基本計画策定特別部会」が設置されたところです。特別部会では、1年3か月にわたり、資料に記載の委員の皆様により審議を行ってきたところです。

裏面ではありますが、これまでの審議経過については、昨年度は6月の第1回から10月の第3回の部会での審議を経て、2月の審議会で、一旦、計画策定の基本的な方向性を御報告したところです。今年度は、4月に予定していた部会を、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による意見照会で代替し、6月、7月と議論を重ね、8月に開催した第6回部会で、今回の答申素案を取りまとめたところになります。

次に、資料1-2を御覧ください。答申素案の概要について御説明いたします。

はじめに、2月の審議会で御報告した内容からの変更点は大きく2点あります。まず、真ん中のピンク色の縦の帯の「目指す将来像」については、計画の基本目標として、前回、「多様で優れた環境と共生する持続可能ないわて」としていたところでありましたが、新たに、計画期間を超える長期目標として「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を掲げる方向で整理することとし、脱炭素と持続可能性とを関連付けることにより、計画全体の長期的目標、目指す将来像として、「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて」と整理したところです。

2点目は、施策の柱についてです。前回の報告では、「環境・経済・社会の統合的向上に向けた4つの視点」と「環境施策の6つの柱」で構成することとしていましたが、視点に対応する施策は施策体系に落とし込むべきとの議論があり、4つの視点のうち、類似する「環境と経済の好循環」及び「地域資源の活用」を「地域資源の活用による環境と経済の好循環」としてまとめるとともに、それぞれについて、視点としてではなく、「環境・経済・社会の一体的な向上に向けた横断的施策」として施策体系に落とし込み、従来の環境施策について

は、横断的施策との内容の調整を図りながら、5つの分野別施策として整理したところです。

続きまして、計画の全体構成を御説明します。資料左上の「計画の位置付け」ですが、策定根拠は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第11条であり、計画の位置付けとしては、「いわて県民計画」の環境分野の基本的方向を定める計画であるとともに、法律に基づく「生物多様性地域戦略」及び「環境教育等推進行動計画」としても位置付けられます。

次に「現状と課題」については、はじめに、今回の環境基本計画のポイントとなる「環境・経済・社会の複合的課題」としまして、荒廃農地の発生や野生鳥獣の被害拡大、気候変動を一因とする自然災害の激甚化・頻発化、世界人口の増加等による資源・エネルギー不足がもたらす経済リスク、そして、環境・経済・社会の複合的課題がからみあうポストコロナを見据えた持続可能な経済成長の重要性について記載するとともに、以下、気候変動、資源循環、生物多様性と自然環境、環境リスク、環境教育の環境分野において、世界、国内、そして県内の現状と課題をまとめております。

これらの現状と課題を踏まえ、「今後の環境施策の展開の基本的な方向」として、3つの方向性を記載しております。「(1) 環境・経済・社会の一体的な向上」では、国の第5次環境基本計画の方向性を踏まえ、環境・経済・社会の複合的課題を解決するため、従来の分野別の施策に加えて、環境分野を超えて他の分野と連携した分野横断的な施策体系を設定すること、「(2) 環境を通じた『持続可能な開発目標』(SDGs)の達成」では、環境との関わりが深いSDGsの考え方を活用し、環境施策を通じて、持続可能な社会の実現を目指すこと、「(3) 『温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ』を目指した取組の推進」では、気候変動対策は、SDGsを達成する上での最重要課題であり、この目標の達成により、世界の脱炭素化に地域から貢献するとともに、持続可能な社会の実現に寄与すること、としております。

これらの基本的な方向を踏まえ、目指す将来像として、冒頭に御説明した「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて」を掲げるとともに、そこに至る道筋として示した、2030年度までに取り組む長期的な目標と施策の方向が資料の右側であります。

まず、「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」については、今回の計画で新たに設けた特徴的なものであり、国の第5次環境基本計画を参考に、3つの施策分野を掲げ、環境・経済・社会を一体的に向上させるための横断的施策に取り組むこととしております。

「1 地域資源の活用による環境と経済の好循環」では、「炭素生産性」の向上を目標と

して掲げ、現状、1トン当たり318,100円を増加させていくことを目指し、「①グリーンな経済システムの構築」や「②自然共生型産業の振興」、「③都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり」、「④豊かな環境づくりに資する科学技術の振興」により、本県の地域資源を最大限活用して経済を活性化し、環境負荷の低減と経済成長の好循環を実現することとしております。

「2 自然と共生した持続可能な県土づくり」では、目標として、毎年度実施している「県の施策に関する県民意識調査」の中から、「快適に暮らせる生活環境に関する満足度」について、現状23.5%を上昇させていくこと、また、「災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度」について、現状24.4%を上昇させていくことを目指し、「①快適で魅力あるまちづくりの推進」や、「②自然と調和した歴史的文化的環境の保全と活用」、「③環境インフラやグリーンインフラ等を活用した防災・減災」により、快適でうるおいのある生活環境と豊かな自然に育まれた歴史・文化が共存し、気候変動に対する強靱性を有した持続可能な県土づくりを進めることとしております。

「3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」では、県民意識調査の中から、「自然に恵まれていると感じている人の割合」について、現状78.9%を上昇させていくこと、また、「住まいに快適さを感じている人の割合」について、現状47.6%を上昇させていくことを目指し、「①環境にやさしく質の高い生活の推進」や、「②森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実」により、人々の日常生活に環境行動が広く浸透し、自然とのふれあいを通じた持続可能なライフスタイル・ワークスタイルによる健康で心豊かな暮らしを実現することとしております。

「環境分野別施策」については、本県の環境の保全及び創造を支える基本的施策として、また、環境・経済・社会の一体的向上を環境面から実現するための基盤となる施策として、「1 気候変動対策」、「2 循環型地域社会の形成」、「3 生物多様性の保全・自然との共生」、「4 環境リスクの管理」、「5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」の5つの施策分野を掲げ、それぞれ記載のとおり目標及び施策の柱を掲げ、各種施策を推進することとしております。

なお、資料の2枚目には、各分野の施策の柱と主な施策の方向を記載しておりますが、時間の都合上、説明は省略します。

○渋谷晃太郎会長 笹尾部会長、どうもありがとうございました。ただいまの御説明について、御意見・御質問等ありましたらお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

答申素案本体の方をお読みいただいていると思いますので、そちらに関する御意見等でも結構でございます。

温暖化の数値目標などは、国に比べてもかなり野心的な目標を掲げていただいております、各方面からも、御専門の立場からも御意見賜ればと思います。

○主濱了委員 市長会の主濱了でございます。まずは、ここまで次期「環境基本計画」の基本的方向について、まとめていただきまして本当にありがとうございます。御礼を申し上げますとともに、敬意を表したいと思っております。この「環境基本計画」を今回初めて読んだものですから、的外れなことを申し上げるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

三点ほど意見を述べさせていただきたいと思っております。第一点目、資料1-2の「現状と課題」の中の「気候変動」のところですが、1番目のところなのですが、ここで、先程会長さんからお話があった通り、岩手県は野心的な目標を示したと。それもそういう地盤があるからというわけでございます。県民は一生懸命目標を達成するために頑張るだろうと、私もそう思っております。一番問題なのは、今、世界で一番CO₂、温室効果ガスを出しているアメリカ、ここが協定から除かれている。一般的に考えますと、世界で1番（にCO₂を排出している国）が入っていないのにもかかわらず、優等生である岩手県がなぜここまで頑張らなくてはいけないうか、という考えになると思うのです。それをひっくり返して考えなければいけない。私どもは一生懸命頑張ると、でも、やっぱりアメリカとか中国とか、アメリカは巨大なハリケーンが襲っておりますし、中国だと長江にすごい大雨が降っている。そういう、原因はある程度あるわけですよ。というようなところを、何か一言触れないといけないうかなと思うわけですが。優等生な岩手県が日本を通じて、世界の排出量トップに対して何か一言メッセージを発すると、こういうことができないものだろうかということで、第一点目、考えております。

第二点目は、同じ項目のところなのですが、プラスチックごみの関係です。これは、次期「地球温暖化対策実行計画」を検討している大気部会の方でも、ちょっと問題にしたのですが、今、このプラスチックは、生産されたものの4分の1が回収され、リサイクルに回されていると、こういう状況にあります。そういう中であって、今度環境省は家庭から出るプラスチックごみ、プラスチック資源と言ったら良いでしょうか、それを全て市町村に回収をさせようと、そういう方法を今、有識者会議で進めているということでもあります。そうしますとどうということになるかということ、現在4分の1しか有効活用されていないプラスチック、それがもっとももっと増えていく。増えてきた分をどうするか、こういう問題でありま

す。ごみというものは消費者、私たち住民のもとに全て集まるわけです。メーカーや小売、そういうところで様々な包装とかいろいろなものを使って、モノを売る。そうすると、それが全て消費者のもとへ行く。消費者が全てそういうごみを処理しなければならない。こういう社会構造だと思っております、その中のプラスチックを今後どうするのかということについて、もし事務局の方で国の方向性が分かれば教えていただき、そのことについて何か触れることができないうだろうか、そういう問題であります。

第三点目、今度は右の方に移りまして、各論の方の「4 環境リスクの管理」ということであります。ここの中のさらに右の方に行きまして、「⑦ 放射性物質による影響把握等」ということで、ちょっと気になったものですから。実は先日六ヶ所村の再生処理施設でしようか、あれが動くようになったという報道がありました。多分大気と水と放射能が排出されるのではないかと。たとえば、水として三陸沖に排出された場合に、本当にいい漁場だったわけですが、それが大変なことになってしまうのではないかなと思ひまして、その点をどう整合性を取るのか。本文（資料1－3）で言いますと57ページの（7）のところに若干書かれておりますが、やっぱり本県においても無関心ではいられない問題ではなかろうかと思ひまして、この（7）の程度で良いのかという、御検討をいただければ良いという意見でございます。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 環境生活企画室の高橋でございます。1点目の部分について、お話をさせていただきたいと思ひます。委員御指摘のとおり、アメリカにつきましては、気候変動の枠組の中から、直接高い目標を掲げて取り組んでいる国ではない状況でございますけれども、岩手県が昨年、「2050年温室効果ガス実質ゼロ」を宣言した一つの考え方としまして、こういった世界的な気候変動への対応が急務の中、地域として世界のこういった重要な課題に貢献する必要があるというような考えのもと、宣言したところでございます。そういった点においても、本県においてなぜ高い目標を掲げて取り組むのかと、そういった部分も計画に記載できるのかということについて、検討させていただきたいと思ひます。

○佐々木資源循環推進課総括課長 資源循環推進課の佐々木でございます。委員御指摘のように、9月にプラスチックの資源循環政策の基本的方向を国で定めまして、プラスチックを全量回収するという計画を出しております。御指摘のように、現在4分の1ほどをリサイクルできる技術がありますが、国では今後研究開発を行って、今まで全量を熱源に利用していたものを、分別・回収して素材にしたいということで、今後取り組んでいくこととしており

ます。県としても、このような体制を応援したく、現在「循環型社会計画策定特別部会」を設けて議論をして、今年度末の「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」の策定に向けて、取り組んでいるところでございます。その中で、国の動向を見ながらプラスチックのリサイクルなどを進めるための施策を考えていきたいと考えております。

○黒田環境保全課総括課長 環境保全課の黒田と申します。3番目の放射能関係のことでございますけれども、先般、福島第一原発事故を受けての新基準がございまして、それを六ヶ所村の施設基準として提出していたものが基準をクリアしたとの報道があったところでございます。こちらの六ヶ所村の再処理工場では、再処理をする際に放射性物質等が発生する可能性が高いということで、大気、それから水質の測定を実施しております。当初は青森県の海域のみの調査というような形でございましたけれども、久慈地域からの強い要望もございまして、こちらの六ヶ所村からの影響を把握するために、久慈の沖合の水質などにつきまして、国の委託機関でございまして、海洋生物環境研究所の方で水質調査、それから海底の泥の調査などをして、問題がないということを確認してございます。今般、この工事計画の方も順次基準をクリアしてまいりましたら、新たな工事をしたうえで再処理が再稼働するような合意の方も新聞報道には出ておりますけれども、こちらにつきましても、我々としましてしっかりと青森県、それから六ヶ所村などと連携しまして、放射能の測定につきましては把握していきたいと考えております。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。一番最初の気候変動のお話は、本体の15ページで説明されております。主濱委員の趣旨は、アメリカなど、世界的に見てCO₂をたくさん出しているところが取り組んでいないのに岩手県が頑張るといふことであれば、県民の理解がなかなか得られないというような御趣旨だったと思います。そういった国々に対して何かメッセージ性のあるようなことを、一方で訴えていくことをやれば、県民にも「岩手県も頑張ります」といふようなことが伝わるんじゃないかと、そういうような趣旨だったのですけれども。計画本体に書けるかどうか分からないのですけれども、アメリカの状況も選挙次第というようなことがあって、変化してくると思っておりますけれども、県で頑張っているということを世界に発信するという感じですか。

○主濱了委員 今、会長に代弁していただいたとおりでございます。岩手県民は頑張っているというのは先程の御答弁にあったとおりであります。私どもは何かあっても一生懸命、たとえばCO₂削減のために頑張る。これは間違いのないことだけれども、そういう中であって、世界でどんどん排出している国があるのですから、そこに対して何か一言メッセージを

発しておく必要があるかと。これは県民向けでもありますし、世界、地球全体の問題でもあります。その辺りをご検討いただけないか、そういう趣旨でございます。

○渋谷晃太郎会長 あと、2番目と3番目についても県からお話があったと思うのですが、どういかがでしょうか。

○主濱了委員 問題点として確かに存在するのですが、岩手県としてどう対応するかということについては、なかなか大変だと思いますので、そういうところで理解をいたしたいと思います。

○渋谷晃太郎会長 今後色々あると思いますので、ご検討いただくということによろしいですね。よろしくお願いします。

○千葉照子委員 県婦協から参りました、千葉と申します。私も気候変動対策、地球温暖化ということで非常に興味がありまして調べていますが、これ2030年度の目標となっていますが、現在巷で水素エネルギーということで、安価で二酸化炭素ゼロということで、徐々に普及し始めている、海外でもそういったことが出ているということなので、県としてキャッチしているのか、企業任せになっているのか。二酸化炭素ゼロということになりますと、地球温暖化という部分や、化石燃料で作られているプラスチック等も、公害ということにはならないということが非常に多くの分野でいろんなことが、安定した電気も水素からできるということで、供給されるということで、先程も申し上げましたが非常に安価ということでどんどん進められているようですが、県がキャッチしているのかどうか、それに対して、もしキャッチしていないのであれば、どの時期からどういうことを検討し始めていくのか教えていただきたいです。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 水素エネルギーの関係でございます。県では「いわて県民計画（2019～2028）」を策定しておりまして、この中に2019年度から10年間の取組の一つとして、11あるプロジェクトの一つのプロジェクトとして、「水素利活用プロジェクト」というものを立ち上げたところでございます。委員御指摘のとおり、水素の活用ということは、化石燃料を使いますとどうしてもCO₂が出るのですが、特に再生可能エネルギーから水素を作る場合は、ほぼCO₂が出ない、非常にクリーンなエネルギーということでございますので、本県としてもこの再生可能エネルギーを使って、水素を作ってそれを活用していくというプロジェクトを立ち上げたところでございます。まだまだ全国的にも水素の普及ということはこれからなのですが、本県においても今後、水素ステーション、宮城県までは水素ステーションが整備されてきておりまして、北東北では

残念ながら大きい水素ステーションはまだなのですけれども、そういった水素ステーションが今後整備されるような、そういった取組も進めていきたいと考えているところでございます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。他にはございますでしょうか。

なかなか分量が多いので、目を通すのが大変じゃないかと思ひまして、この場で見て御質問ということはなかなか難しいかもしれません。もし、お気づきの点とか、また読んでいただいて御意見等ありましたら、県の方で吸い上げてもらえますでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 この分量でございますので、委員の皆様には事前に資料を配付しておりましたけれども、御多忙の中での御対応と思っている次第でございます。恐れ入りますが、本日御意見いただけない場合でありましても、来週16日を目途に何か御意見等ございましたら、事務局あてメール等でご連絡いただければと思っているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○渋谷晃太郎会長 もしかしたら前向きにとらえれば、ほぼ完璧なので意見がないというようにもとらえられるのですけれども、かなり野心的なものになっておりますし、今一度、各専門、全体として見ていただいて、御意見等ありましたら是非県の方へお届けいただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に進めさせていただきます。続きまして議事（2）、連動する計画ですけれども、次期「地球温暖化対策実行計画」の基本的方向の答申素案について、大気部会の丹野部会長様から概要の説明をお願ひいたします。

○丹野高三大気部会長 大気部会長の丹野でございます。資料は2-1、2-2、2-3となりまして、はじめに、資料2-1により、地球温暖化対策実行計画の審議状況について御説明いたします。

令和2年6月に書面開催されました審議会において、「次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」の基本的方向について」が諮問され、諮問事項を審議するため大気部会で、今年の6月から9月にわたり、資料2-1にあります委員の皆様により、審議を行ってきたところでございます。

これまでの審議経過について、4月に予定していた部会を、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による意見照会で代替し、6月、7月と議論を重ね、先週開催しました第3回部会で、今回の答申素案を取りまとめたところでございます。

次に、資料2-2により、答申素案の概要について御説明いたします。

はじめに、計画の全体構成を御説明いたします。左上の「第1章 計画の基本的事項」ですが、2015年にパリ協定が採択され、脱炭素化が世界的な潮流となる中、県では、昨年11月に「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ」を次期環境基本計画に掲げることを表明したところです。パリ協定の目標達成に地域から貢献するため、計画期間を超えた長期的な目標として「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を踏まえた目標設定を行うこととし、また、次期地球温暖化対策実行計画に県の事務事業に係る「地球温暖化対策岩手県率先実行計画」と「適応策取組方針」を統合し、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策の「緩和策」と気候変動により今後予測される被害を回避し軽減する「適応策」を総合的かつ一体的に取り組むこととしております。

次に「第2章 本県の地域特性」について、この章は現計画の構成にないもので、今回新たに設けたものです。「自然的、社会的特性」として、広大な県土は自動車利用の割合が高いが、次世代自動車導入率が全国的に低い水準にあることや世帯光熱費が全国よりも高いにもかかわらずLED照明器具などの高効率な省エネルギー機器の普及率が低い状況にあります。地域資源としては、風力・地熱は全国的にも賦存量に恵まれており、再生可能エネルギーの推定利用可能量は全国2位と高いポテンシャルが本県の特長のひとつです。

次に「第3章 地球温暖化の現状と課題」、「第4章 温室効果ガス排出量等の現況と将来予測」について、本県の温室効果ガス量は、1990年の排出量に対し、2020年度の排出量を25%削減することを目標としておりますが、温室効果ガスの排出抑制等の対策、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策の3本の柱を含めた最新の2016年度の排出量は、基準年と比較し10.1%の削減となっており、約4割の達成状況となっているところです。

また、再生可能エネルギーについては、太陽光や風力を中心に順調に導入が進んでおり、再生可能エネルギーによる電力自給率は、2019年度末で34.4%と着実に上昇しております。更に自給率が向上する可能性があることから、送配電網への接続制約など課題解消と地域エネルギー供給に向けた一層の取組を実施する必要があります。

森林吸収源対策については、造林や間伐などの森林整備や、木質バイオマスの利用拡大を進め、計画目標を達成しているところではありますが、担い手減少や災害等の被害対策を図りながら、森林環境の保全に向けて着実な取組を実施する必要があります。

なお、部門別の二酸化炭素排出量については、産業部門が37.5%と高く、全体の3分の1以上を占めており、排出量全体では、東日本大震災津波からの復興需要等により、平成25年度以降横ばい傾向で推移しております。

次に「第5章 計画の目標」について、目指す姿を「省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な脱炭素社会」とし、「2050年の温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すために、2030年度にどの程度の目標水準が必要かを逆算し、2013年度比で41%の削減目標を設定したところです。これは、国の目標の26%を上回るものとなります。

また、再生可能エネルギー電力自給率については65%を目指すこととしており、これは国の目標を大きく上回る全国を牽引する高い目標となっております。

次に、「第6章 目標の達成に向けた対策・施策」について、次の3つの基本的な考え方にに基づき、具体的な取組を実施します。

一つは「県民、事業者、県、市町村などの各主体の自主的な取組を促進する取組」。二つ目は本県の強みである地域資源を最大限に活用した「本県の地域特性を踏まえた取組」。三つ目は「地域経済や生活等の向上にも資する取組」です。地球温暖化対策に取り組むことは、温室効果ガス排出量の削減だけではなく、地域経済の活性化や雇用創出、健康寿命の増進、防災・減災などの問題解決にもつながるなど様々な利益をもたらす要素があることから、関係する施策と連携を強化し、相乗効果が発揮できるよう取り組むものです。

また、取組の柱を、省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策などの多様な手法による地球温暖化対策の推進の3つの柱とし、脱炭素社会の実現に取り組めます。個別の取組については、資料2-3の50ページの「施策体系」とおりです。

資料2-3の53ページを御覧ください。重点取組について、排出量実質ゼロの達成のためには、従来実施してきた県民や事業者の自主的な取組を促進するための普及啓発中心の取組だけではなく、インセンティブを付与する経済的手法や法令に基づき統制的手段を用いる規制的手法など、様々な手法を用いて総合的に取り組む必要があります。

経済的手法として、家庭への蓄電池、LED照明等の省エネ・再エネ設備機器の導入支援でございます。建築物省エネ法の改正により、来年4月から住宅の省エネ性能について、戸建住宅を含む小規模な建築物について設計段階で建築士から建築主への説明が義務付けられます。この制度と連携し、家庭で使用される機器のエネルギー効率向上に向け、支援していくものでございます。

規制的手法として、事業活動のエネルギー使用量の削減を図る「地球温暖化対策計画書制度」の強化です。これは、条例に基づき一定規模以上の事業者には計画書の作成と届出を義務付けているものです。この制度について、これまでは計画書と実績報告を県で受け取り、データを集計していたものを、実績報告の結果を踏まえた指導を行うなど制度強化に取り組ん

でいくものでございます。

さらに、県として、県有施設で使用する電力を再生可能エネルギー100%の電力を使用する、RE100に向けた取組を推進するなど、再生可能エネルギーの最大限の導入に率先して取り組んでいきます。

資料2-2に戻っていただいて、次に「第7章 地球温暖化への適応策」について、この章は気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画に位置付けるもので、これまで毎年度策定していた「岩手県気候変動適応策取組方針」を中長期的な視点で策定し、盛り込んだものでございます。

本県の気候の現状について、盛岡では100年あたり1.7℃、年平均気温が上昇し、夏日日数も10年あたり1.4日の割合で増加し、冬日は10年あたり2.3日の割合で減少しています。

このまま人為的な温室効果ガスの排出が続いた場合、今世紀末には年平均気温が4℃上昇、夏日も60日程度増加し、冬日は70日程度減少すると予測されております。

これらの気候変動による影響として、農業では高温による水稻や果樹等の品質の低下、水産業では海水面の上昇によるサケ等の回遊性魚介類の分布域の変化が懸念されるところです。また、大雨、短時間強雨の発生頻度の増加による洪水等の水害発生や熱中症などの健康被害が懸念されます。

これらの気候変動による影響について、分野ごとに、当面对策を進めるべき項目を整理し、現時点における適応策として取り組むものでございます。時間の都合上、適応策の具体的な説明については省略します。答申素案の概要は以上でございます。

○渋谷晃太郎会長 丹野部会長、どうもありがとうございました。ただいまの御説明について、御意見・御質問等ありましたら伺いたいと思います。

かなり野心的なものになっておりますし、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ目標を2030年に適応するという高い目標を掲げるという意味では、まさにバックキャスト的な発想で、今の政策を進めるとなかなかいかないようなことになっていると思います。それを達成するためには、森林吸収源対策など色々なことをやらなければならないのですけれども、各方面の方が関係されると思います。御意見等ありましたら、是非手を挙げていただきたいと思います。

(CO2) 41%削減という目標は、すごく思い切ったものになっていると思います。今までの(2020年度の)削減目標の25%も、なかなか10%くらいしか今のところっていないので、これを実行可能にさせるという努力は大変なのかなというところです。

9月の中旬に入って、今日も暑いような気候変動になっていますけれども、実感されているのではないのでしょうか。

○内澤稲子委員 おっしゃったとおり、かなり野心的な取組ということで、様々な対策、施策になると思うのですが、再生可能エネルギーの導入促進のところでこの文言を見て気になるところは、風力発電などの様々な構造物を作っていくこととなったときに、自然景観すとか地域の景観、あるいは歴史的な景観を含めて一定の規制をかけなければならない状況も生まれてくると思っています。促進と同時に対策を講じておくべきではないかと思っているのですが、その辺り県の取組としてはどうかお聞きしたいと思います。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。まさにトレードオフ問題ですね。一方を進めると、もう一方が問題となる。それについて、県の見解はいかがでしょうか。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 再生可能エネルギーの導入目標が、2030年電力自給率65%ということで立案させていただいております。2019年の電力自給率が34.4%まで上昇しております。来年度もまたかなり上がっていくものと考えております。大規模なバイオマス発電所ができたという影響もございまして、電力自給率が上昇したというところでございます。今後、65%まで上げていく中で、景観や自然環境、こういった問題が生じるのではないかという御意見でございますけれども、当然、再生可能エネルギーの導入につきましては、住民の御理解、あるいは自然環境への配慮といったものが大前提にあると考えてございます。しっかり調和した形で再生可能エネルギーの導入が進むような取組を、市町村含めて関係団体等と調整しながらやっていきたいと考えてございます。

○黒田環境保全課総括課長 併せまして、国では環境アセスメントというものを行っております。これは全般的に大規模開発行為や、今おっしゃったように大規模な建造物などを設置する場合に環境アセスメントをする必要があることになっております。こちらにつきましては、今お話があったようなものとか工業団地であるとか、あるいは廃棄物処理施設であるとか道路であるとか、そういったものが開発行為の中に含まれております。ですので、一定規模以上の開発行為がある場合は、必ずアセスメントという審査を通らなければならないという現状でございますので、関係する市町村とともに、そういった事業がいかに地域への環境インパクトを与えないようにするのかというような辺りも、しっかりと現在も見ているところでございます。

なお、太陽光発電につきましては、新たに今年4月から環境アセスメント法に取り込まれることとなりましたので、県の方でも規則改正して、太陽光発電についても環境アセスメン

トをすることとなっております。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。他にはございますでしょうか。

特に岩手県は寒いので、冬間の暖房でかなり石油を使っているということになるのですが、住宅の省エネ化、あるいは高機能化していくことによって、石油などをできるだけ使わないということも考えていくということですかね。

いずれにしても、この計画はかなり、全国的に見ても野心的なものじゃないかと思えます。これを立てて実行していくということを目指すと宣言していくのは、岩手県らしさが出ていてとても良いなと思えます。他にございますでしょうか。

○安原昌佑委員 小規模発電で、あまり景観の邪魔にもならないような形でやれるのは、地中熱発電というのは、割と小規模で簡単だと言われていたと思いますが、岩手県ではどのように考えているのでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 県の方で事例などを把握されておりますでしょうか。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 岩手県におきましては、地中熱と言われた場合に、一つに地熱発電、もう一つは地中熱ヒートポンプなどを設置して発電する方法がございます。地熱発電につきましては、昨年八幡平市で新たに発電所が二十数年ぶりに建設、実際に稼働を始めまして、今後も同じ八幡平市でありますけれども、更に建設が進んでいると聞いてございます。岩手県におきましては、地熱発電のポテンシャルが全国第2位ということで、非常に高いものでございまして、こういった発電は今後も積極的に導入が進んでいけばよいと、県としても考えているところでございます。当然、環境への配慮も十分に行いながら、建設するということになる。

もう一つ、地中熱のヒートポンプなどのことでございます。ある程度大きい建物のところに地中熱ヒートポンプを設置して、地下の熱を利用するような形で冬は暖かく、夏は涼しいという設備を導入してございますけれども、そういったものについては非常に環境負荷が少ない形で、CO₂削減にもつながると考えてございますので、こういったものの導入促進も今後進めていく必要があると考えてございます。

○安原昌佑委員 それの他に、地表の温度と土の中の、たとえば10メートル下などの温度差が出てくるわけですね。そこで沸点が非常に低い液体を使って、それが蒸発して上がっていく。そうした発電だと小規模にできるし、岩手県では温泉などでやれるのかな、費用もかからないのかなと思うのですが。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 地熱発電も大規模にやる場合と、温泉

熱を使った形で、たとえば施設などで利用するために発電するようなもの、小規模であっても売電したりするようなものが全国的で言いますと導入が進んでおります。岩手県でも一部でそういう取組を行っていると聞いてございますので、県としましても、そういう地熱の利活用をどういったところでどういう取組をしているかということ、2年ほど前にパンフレットを作成してございます。そういったものを活用しながら、今後も地熱・地中熱の活用をより一層進むような形で取り組んでいきたいと考えてございます。

○渋谷晃太郎会長 今のお話の関連なのですが、温度差が小さい場合は、発電よりも熱そのものを使う方が効率が高いのですが、熱を使うという考えがあまりとられていないので、そういうことをやっていく必要があるのかなど。バイオマスは特にそのように言われています。そういうこともご検討いただければと思います。

他に御意見等ありますでしょうか。こちらの方が図表等が多く、見やすい報告書となっていると思います。今一度見ていただいて、これも県の方で（環境基本計画と）同じように御意見を吸い上げていただけますでしょうか。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 先程、環境基本計画が来週水曜日頃までということでしたけれども、温暖化対策実行計画につきましても、その頃までに御意見をいただければ大変ありがたいと思っております。

○渋谷晃太郎会長 それでは、委員の皆様、この場でなかなか御意見を出しにくいと思いますので、お気づきの点等ありましたら、県の方に意見を出していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは続きまして、(3)の「環境緑地保全地域の指定解除」についてでございますけれども、本件は諮問事項になっているということで、机の上に諮問書の写しを配付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。それでは、事務局の方から概要について御説明をお願いします。

○谷藤自然保護課総括課長 自然保護課総括課長の谷藤でございます。諮問案件、「環境緑地保全地域の指定解除」について、追加資料によりご説明申し上げます。

表題の環境緑地保全地域とは、「岩手県自然環境保全条例」第20条第1項第2号に基づきまして、開発行為が行われる地区又は行われた地区のうち、良好な自然環境を保全するために、緑地の確保が必要な地域として指定しているものでございまして、今回指定の解除を行うおとする地域は、金ケ崎町の「森山工業団地環境緑地保全地域」と北上市の「北上工業団地環境緑地保全地域」の2地域でございます。指定の解除に当たっては、「岩手県自然環境

保全条例」第20条第3項において準用する、第12条第3項の規定に基づきまして、あらかじめ審議会の意見を聞くこととされておりますので、諮問させていただくものであります。

なお、対象の2地域について、追加資料1及び追加資料2としてそれぞれ説明資料を配付してございますが、両地域に係る解除の理由は同様の理由によるものでありますので、ポイントを絞って説明申し上げます。

まず、追加資料1をご覧くださいと思います。「森山工業団地環境緑地保全地域」は、金ヶ崎町西根森山、大沢、上船久保、船久保に位置する工業団地の自然保護と開発との調和を図ることを目的として、昭和48年に「岩手県自然保護条例」に基づく自然保護地区の保護調整地区として指定し、その後、条例改正に伴いまして、現行の「岩手県自然環境保全条例」第20条第1項第2号に基づく環境緑地保全地域に移行しているものでございます。昭和48年に自然保護地区として指定した当時は、工業団地の造成等における緑地の確保に関する具体的な法律規定がなかったことから、宅地又は工業団地の造成等の開発行為が行われる地区のうち、一定面積以上の開発規模を有するものについて指定し、良好な自然環境保全のための緑地の確保に寄与していたところでございます。

一方、指定した昭和48年以降、「工業立地法」、「工業立地に関する準則」、「森林法」における開発許可等が順次定められてきており、平成28年以降は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「地方分権一括法」に基づく「工場立地法」の改正により、市町村において国が定める一定の基準の範囲内で、工場の緑地面積の敷地面積に対する割合を独自に定めることができるなど、緑地の確保・保全するための法制度が整備されてきております。また、郊外工業団地の造成は概ね完了しているところでございます。

環境緑地保全地域の指定の解除に関する基本的な考え方ですが、「自然環境保全条例」に基づき指定された「森山工業団地環境緑地保全地域」は、自然環境との調和が図られ、開発地における緑地の確保・保全に寄与してきたところでありますが、指定後には「工場立地法」等による緑地の基準が整備され、法令に基づいた緑地が確保されており、所期の目的を達成したことから指定を解除しようとするものでございます。

追加資料1－②を御覧願います。「森山工業団地環境緑地保全地域」の指定の概要でございますが、指定面積は323ヘクタール、指定年月日は昭和48年2月6日、指定の目的は、緑地の保護、回復及び造成でございます。地権者は公有地、主に町有地でございますが、公有地と、工業団地内の企業が有する私有地となっております。追加資料1－③には、指定地

の位置と概要を、追加資料1—④には、航空写真に指定地と工業団地の範囲を主要な位置、企業を示して添付しております。

次に、「北上工業団地環境緑地保全地域」についてでございます。追加資料2—①を御覧願います。北上市北工業団地に位置する「北上工業団地環境緑地保全地域」も、追加資料1で説明申し上げました「森山工業団地環境緑地保全地域」と同様に、昭和48年に「岩手県自然保護条例」に基づく自然保護地区の保護調整地区として指定し、現行の「岩手県自然環境保全条例」に基づく環境緑地保全地域に移行したものでございます。指定した当時、緑地の確保に関する具体的な法整備がされていなかったこと、指定後に「工業立地法」等により、緑地に関する法律が整備されたことなどによる経緯、現在は法令の規定に従い十分な緑地が確保されていること等、解除しようとする理由については、先程申し上げたとおりと同じ対応となっております。

追加資料2—②をお開き願います。地域の指定の概要でございますが、指定面積は150ヘクタール、指定年月日は昭和48年12月5日、指定の目的は、緑地の保護、回復及び造成、地権者は公有地、工業団地内の企業が所有する民有地等となっております。先程と同様に追加資料2—③には位置と概要、追加資料2—④には航空写真に指定地域と工業団地の範囲、主要な企業等を示して添付しております。

簡単ではございますが、以上で諮問事項「環境緑地保全地域の指定解除」について、説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいま御説明があった件についてでございますけれども、当審議会の運営規程の第8条第4項の規定に基づいて、この審議の中身については自然・鳥獣部会において審議をお願いして、次の審議会でその結果を報告していただくような手順になりますので、今回は形式的な御質問等といったものについてお伺いして、自然・鳥獣部会においてご審議いただいたものを次回（当会にて）御審議いただくことになります。

かいつまんで言うと、まだ国の制度が十分整っていないときに、工業団地の整備が行われるということになったときに、岩手県は先駆的に制度を適用して、国に先駆けて工場緑地を確保しようということをしてきた。その後、様々な法令が整ってきて、順次確保されるようになったので、その役割を終えて他の法令に基づくもので管理をしていただくという考え方。そういう意味では非常に先駆的な取組をされてきたということだと思います。

それでは、自然・鳥獣部会の方で御審議いただくということで、よろしくお願ひしたいと

思います。

4. 報 告

令和元年度「岩手県環境基本計画」の進捗状況について

○渋谷晃太郎会長 それでは次の「4 報告」に入りたいと思います。令和元年度「岩手県環境基本計画」の進捗状況について、事務局から御説明をお願いします。

○高橋環境生活企画室企画課長 それでは皆様、お手元の右側に資料3-1と書かれている資料をご覧くださいと思います。

先程、来年度からの新しい「環境基本計画」についてご審議いただいたところでございますけれども、今回ご説明いたしますのは、今年度までが計画期間でございます、現在の「環境基本計画」の令和元年度の指標の達成状況について御説明をさせていただくものでございます。現在の計画におきましては、下に表がございますとおり、7つの施策の柱におきましてのべ87の数値目標を設定いたしまして、各種施策を展開しているところでございます。

令和元年度における達成状況についてでございますが、達成度が100%以上となります「順調」が38指標、また、達成度が80%以上100%未満となります「概ね順調」が20指標、達成度が80%未満となります「遅れ」が9指標となっているところでございます。なお、未確定の指標が20指標ございまして、こちらにつきましては、来年2月に開催を予定する審議会において達成状況について御報告をする予定としております。

7つの施策を方向別に見ますと、達成度の高い分野につきましては「IV 安全で安心できる環境の確保」でございまして、適切な環境保全対策の推進によりまして、良好な大気・水環境が維持されている状況でございます。全体として見ましても、未確定の指標を除きまして「概ね順調」となっております指標が約87%となっているところでございまして、計画が概ね順調に進んでいるところでございます。なお、現計画の最終年度となります令和2年度におきましても、本計画に基づきまして引き続き環境施策を推進してまいりたいと思います。

なお、次ページ以降には、施策の柱ごとの施策の実施状況と個別の指標の達成状況を記載しているところでございますが、恐れ入りますが、説明につきましては時間の都合上、省略させていただきたいと思います。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまの御説明について御質問等ございませんでしょうか。

これは最終版は今年度末ということで、(今回は) 中間的なものということでよろしかったでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 現在は中間的なものということで、現時点で把握しております指標の達成状況についてご報告しているところでございます。また、未確定のものにつきましては、来年2月に予定しております環境審議会において最終報告をさせていただくこととしております。

○渋谷晃太郎会長 遅れているものについてはできるだけ取り戻していただいて。最終年度ですよ。

○高橋環境生活企画室企画課長 今お示ししている資料につきましては、昨年度のものでございまして、今年度が最終年度でございます。

○渋谷晃太郎会長 わかりました。何か御質問等ございますでしょうか。

(なしの声)

5. その他

○渋谷晃太郎会長 ないようでしたら、次に「5 その他」に入りたいと思います。何かありますでしょうか。委員の皆様からも何かあれば。全般的なことでも構いませんし。特にありませんか。

(なしの声)

それでは、何もありませんので、進行を事務局にお返ししたいと思います。円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。

6. 閉会

○小島副部長兼環境生活企画室長 渋谷会長、ありがとうございました。最後に事務局から一点、御連絡を申し上げます。次回の当審議会でございますけれども、10月16日の午後2時から、岩手県産業会館大ホールで開催を予定しておりますので、委員の皆様におかれまして

は御出席方よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして本日の審議会を全て終了いたします。どうもありがとうございました。